

おおむら支え合いプラン

(大村市地域福祉計画、大村市地域福祉活動計画) 中間見直し概要

1 中間見直しの考え方

平成23年3月に策定したおおむら支えあいプラン（大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画）は、平成23年度から平成32年度の10年間の計画期間とし、社会情勢の変化や取り組み内容の状況により、必要に応じて見直しを行うこととしています。

計画策定後、第4章Ⅱに掲げる「地域福祉を進めるための取組」について、関係各課及び社会福祉協議会に対して、毎年進捗状況を確認し、本計画の進行管理を行う「地域福祉計画推進委員会」において、取り組み状況の報告を行ってきました。

その結果、少子高齢化の進行などの大きな課題とそれに対応する今後の方向性に変更はなく、本計画に定める基本理念に変更はないものの、平成28年度から実施している「第5次大村市総合計画」が策定されたことや、社会情勢の変化によって、具体的に取り組む施策の中で重点的に取り組む事項が変わってきており、当初計画に定めた「第4章Ⅱ 地域福祉を進めるための取組」について、追加、見直しを行うものです。

また、災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の支援や平成27年4月に生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活困窮者に対する支援などの「大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画」に盛り込むべき事項が発生したことから今回中間見直し版として当該計画を見直すものです。

2 見直し内容（第1章～第3章）

(1) 計画の位置づけと関連計画について（第1章関係）

平成28年度から「第5次総合計画」が作成されていることに加えて、「生活困窮者自律支援対策」や「避難行動要支援者対策」を追加しました。

(2) 本市の現状と将来の人口について（第2章関係）

平成23年度の計画策定後のデータの時点を修正しました。

(3) 取り組みの評価と課題（第3章関係）

第4章Ⅱに掲げる地域福祉を進めるための取組について、進捗状況を関係各課及び大村市社会福祉協議会に確認するとともに、課題の整理を行いました。

3 追加施策（第4章関係）

本見直しでは、国の動向や法律の施行を踏まえ次の施策を新たに支え合いプランに追加しました。

(1) 生活困窮者支援対策の推進

平成27年度から新たに生活困窮者自立支援制度が創設された。この制度は、社会情勢の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するものです。

社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネットが第1のセーフティネット、生活保護は第3

のセーフティネットと呼ばれていますが、新たに第2のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度を強化し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築を目指す必要があることから、本計画に追加するものです。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築を目指すものであり、本計画に追加するものです。

(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進（取り組みの強化）

平成25年に災害対策基本法が改正され、災害時に実効性のある避難支援がなされるよう、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

今後、大村市においても、災害対策基本法及び大村市地域防災計画と連携し、避難行動要支援者に対する支援体制を構築していく必要があることから、本計画に追加します。